

15年度中間期業績ハイライト

■損益の状況 ～中間期決算で過去最高のコア業務純益を計上～

平成15年9月中間期の業績（平成15年4月1日～平成15年9月30日）は、銀行の基礎的な収益力を示す「**コア業務純益**」が前年同期比20億円増加し中間期では過去最高の**270億円**を計上しました。

「コア業務純益」の増加要因は、国内資金利益の減少を、海外金利の低下に伴う国際業務粗利益の増加、資産運用商品を中心とした役務取引等利益の増加、物件費を中心とする経費の削減でカバーしたことにあります。

「経常利益」は、不良債権のオフバランス化を前倒しで行った結果、信用コストが前年同期比57億円増加し109億円計上したこと等を主因として、前年同期比23億円減少の150億円となりました。

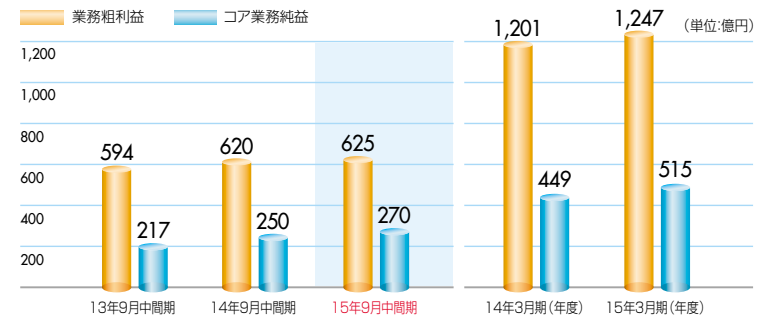
「中間純利益」は前年同期比2億円増加の97億円となりました。

損益状況（単体ベース）

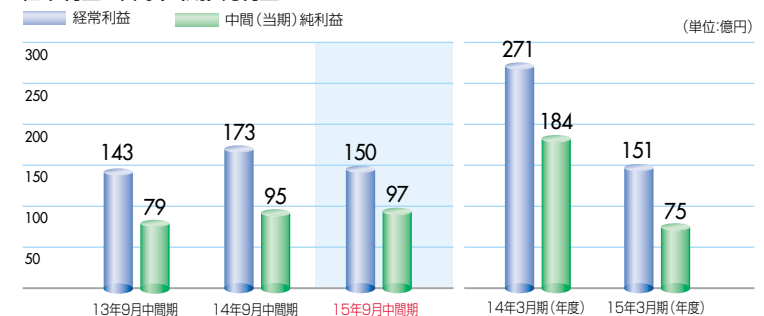
（単位：億円）

	14年9月中間期	15年9月中間期	前年同期比
業 務 粗 利 益	620	625	5
国内業務粗利益	572	566	▲6
うち資金利益	490	476	▲14
うち役務取引等利益	83	89	6
うちその他業務利益	▲1	▲1	0
国際業務粗利益	48	59	11
経 費	370	356	▲14
うち人件費	178	176	▲2
コ ア 業 務 純 益	250	270	20
業 務 純 益	285	298	13
経 常 利 益	173	150	▲23
信 用 コ ス ト	52	109	57
中 間 純 利 益	95	97	2

業務粗利益・コア業務純益



経常利益・中間（当期）純利益



参考 銀行の決算について

業務粗利益とは…

銀行の利益は、貸出金等の受取利息収入から預金等の支払い利息を差し引いた「資金利益」、振込等サービスの手数料による「役務（えきむ）取引等利益」、国債や株式等の値上がりによる利益を狙った短期的な売買（ディーリング）による「特定取引利益」および長期保有目的の国債等の売買やドル等の外貨の売買による「その他業務利益」が主なものです。これらの利益を合計して「業務粗利益」といいます。

資金利益とは…

「業務粗利益」の中でもっとも大きいウェイトを占めるのが「資金利益」です。「資金利益」とは貸出金をはじめとする受け取った利息の合計額と預金をはじめとする支払った利息の合計額の差、つまり利息の収支です。銀行は、資産の大半が貸出金や有価証券等の資金運用であり、負債の大半は預金等の資金調達となっているため、利益の大半はこの「資金利益」によるものとなっています。

役務取引等利益とは…

役務とはサービスのことで、「役務取引等利益」とはこのサービス提供による手数料収支です。窓口で振込の依頼を受けると銀行はお客様から手数料をいただきますが、一方では振込先の銀行に入金の手数料を委託手数料を支払います。これら受取った手数料から支払った手数料を差し引いたものが「役務取引等利益」となります。

その他業務利益とは…

「その他業務利益」とは、銀行本来の業務のうち「資金利益」「役務取引等利益」「特定取引利益（ディーリング益等）」以外の業務で稼いだ利益のことです。例えば、長期保有目的の国債等債券の売買やドル等の外貨を売買して発生した利益がこれにあたります。

コア業務純益とは…

「コア業務純益」とは、銀行の基礎的な収益力を示す指標で、「業務粗利益」から「国債等債券の売買損益（その他業務利益に含まれるもの）」を控除し、「経費」を差し引いたもので、銀行本来業務から得られる利益を示したものです。

$$(\text{式}) \text{ コア業務純益} = \text{業務粗利益} - \text{債券売買損益} - \text{経費}$$

当期純利益とは…

「経常利益」には銀行本来の業務以外の活動によって生じた損益や、不良債権等を処理するための費用等（「信用コスト」）が差し引かれますが、この「経常利益」から、「特別損益」や「税金」等を差し引いた最終利益のことを「当期利益」といいます。

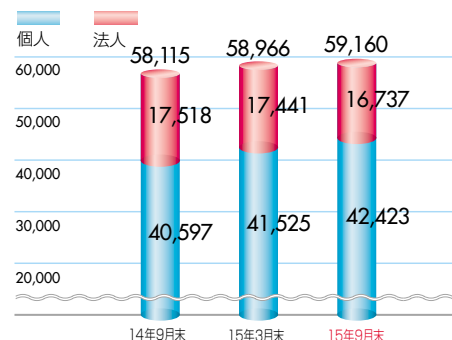
15年度中間期業績ハイライト

■ 預金の状況

預金は、個人預金を中心に引き続き順調に推移いたしました結果、15年3月末比**194億円増加**して期末残高は**5兆9,160億円**となりました。

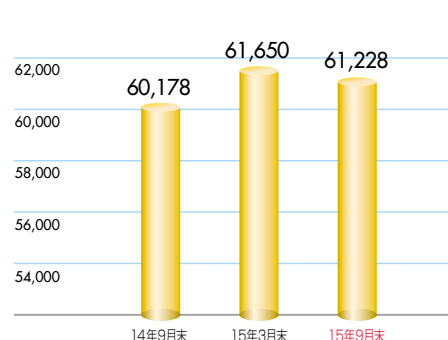
預金残高(期末残高)

(単位:億円)



預金・譲渡性預金残高(期末残高)

(単位:億円)

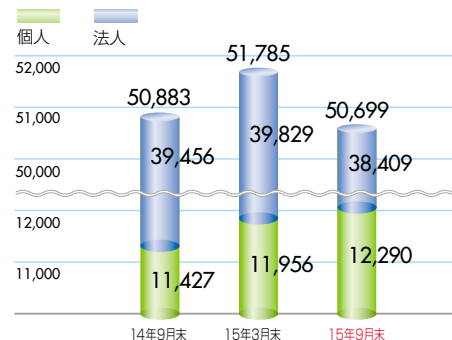


■ 貸出金の状況

貸出金残高は、地元企業を中心とした新規取引の開拓や総合取引の拡大に努め、また、個人のお客さまの住宅ローンにも積極的に応えましたが、不良債権のオフバランス化を進めたことから15年3月末比**1,086億円減少**し**5兆699億円**となりました。

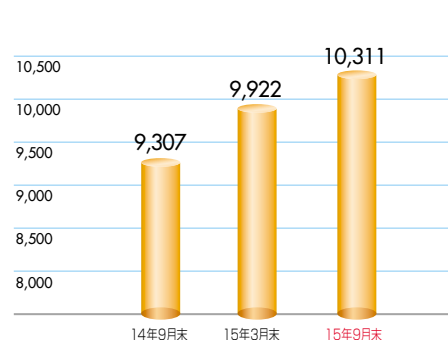
貸出金残高(期末残高)

(単位:億円)



住宅ローン残高(期末残高)

(単位:億円)

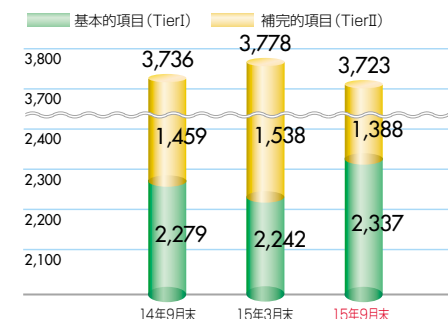


■ 自己資本比率の状況(連結、国内基準)

中核的な自己資本(TierI)は15年3月末比**95億円増加**し、自己資本比率も**9.45%**と引き続き高水準を維持しております。

自己資本残高

(単位:億円)



自己資本比率

(単位:%)



自己資本比率とは…

総資産(貸出金など)に対する自己資本(資本金および過去の利益の蓄積等)の割合を示したもので、経営の安全性を示す重要な指標といわれています。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産(貸出金など)}}$$

自己資本 = 資本金などの基本的项目(TierI)と、劣後ローン、土地の含み益、一般貸倒引当金などの補完的项目(TierII)とに区分されます。

自己資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金などの基本的项目(TierI)と、劣後ローン、土地の含み益、一般貸倒引当金などの補完的项目(TierII)とに区分されます。

当行の格付

「格付」は、ムーディーズからは、国内銀行の中では良好な「A3」を得ています。そのほか、日本格付研究所(JCR)からは「AA-」、格付投資情報センター(R&I)からは「A+」を取得しています。今後とも経営体質の強化に取り組み、格付の維持・向上に努めてまいります。

ムーディーズ

種類	格付	格付の定義
長期預金	A3	預金債務に関して、信用力が良好である銀行に対する格付。
短期預金	P-2	預金債務に関して、信用力が高く、短期預金債務を遅滞なく履行する能力が高い銀行に対する格付。

日本格付研究所(JCR)

種類	格付	格付の定義
長期優先債務	AA-	債務履行の確実性は非常に高い。

格付投資情報センター(R&I)

種類	格付	格付の定義
長期優先債務	A+	債務履行の確実性は高く、部分的に優れた要素がある。

15年度中間期業績ハイライト

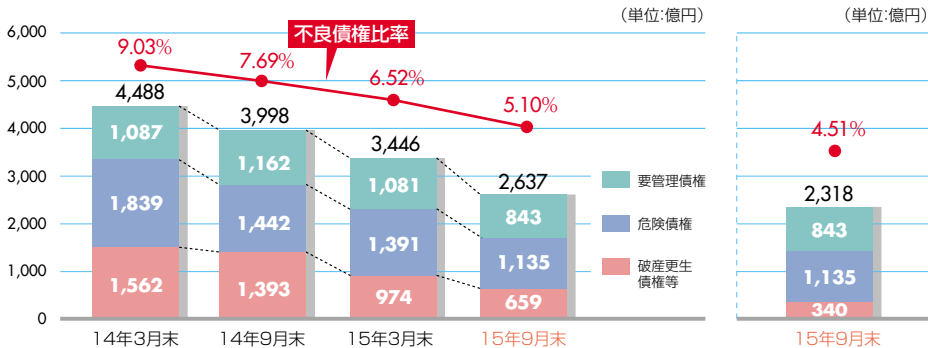
■不良債権問題への取り組み ～資産内容の健全性を目指して～

ふくぎんは、事業再生や企業の健全化支援を進めつつ引き続き不良債権の圧縮に努めております。その結果、不良債権（金融再生法開示債権）は15年3月末比809億円減少し、着実に資産の健全化を図っております。

■金融再生法開示債権の残高推移（単体ベース）

	金融再生法開示債権の残高			増減③－②	③－①
	14年9月末①	15年3月末②	15年9月末③		
破産更生債権等	1,393	974	659	▲315	▲734
危険債権	1,442	1,391	1,135	▲256	▲307
要管理債権	1,162	1,081	843	▲238	▲319
合計	3,998	3,446	2,637	▲809	▲1,361

金融再生法開示債権



※部分直接償却…自己査定により回収不能又は無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立て不能見込額として債権額から直接減額すること。このため、部分直接償却を実施すれば、不良債権残高は減少する。

■不良債権に対する備え

15年9月末の金融再生法開示債権2,637億円のうち、2,199億円は貸倒引当金及び担保・保証等でカバーしており、カバー率は83.4%と引き続き十分な引当・保全状況を確保しています。

■不良債権の保全内訳（金融再生法開示債権）

	債権額	保全等カバー	引当金		カバー率
			担保・保証等	引当金	
破産更生債権等	659	659	420	239	100.0%
危険債権	1,135	1,019	385	634	89.7%
要管理債権	843	521	331	191	61.8%
合計	2,637	2,199	1,136	1,063	83.4%

ふくぎんは、地域金融機関の使命として、地域企業の再生支援を基本とし、実現性のある再建支援メニューを検討しながら債権の健全性を図っていく所存です。

破綻債権については、担保不動産の処分による回収や債権を売却する等のオフバランス化を進め不良債権の圧縮に努めております。同時に新たな不良債権の発生を抑えるため、審査体制の一層の強化や信用リスク管理の高度化にも取り組んでおります。

金融再生法開示債権の定義

債権額…貸出金、外国為替、未収利息、支払承諾見返、貸付有価証券、仮払金

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」…破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

「危険債権」…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

「要管理債権」…3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権